

令和7年度開設予定の小規模保育事業に係る意見聴取について

1 意見聴取の趣旨

令和7年4月に開設予定の小規模保育事業の認可及び利用定員の設定について、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第43条第2項の規定に基づき、三条市こども未来委員会で意見を聴取するもの

2 小規模保育事業の概要

(1) 申請者の住所・氏名 三条市西裏館3丁目6番54号
社会福祉法人あさひ共生福祉会
理事長 名古屋 孝徳

(2) 施設の概要

ア 施設の名称 あさひ保育園
イ 施設所在地 三条市西裏館3丁目4番22号
ウ 事業種別 小規模保育事業A型
エ 事業開始予定年月日 令和7年4月1日
オ 利用定員の設定

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
認可定員	6人	6人	7人	19人
利用定員(案)	6人	6人	7人	19人

- ・認可定員：施設の設置に当たり認可する定員
 - ・利用定員：給付費（委託費）の単価の基準となる定員
- ※利用定員は、原則として認可定員と同数にすることとされています。

カ 既存運営施設 なし
キ 施設設備等 木造平屋建 建築面積 132.08 m²
延床面積 132.08 m²

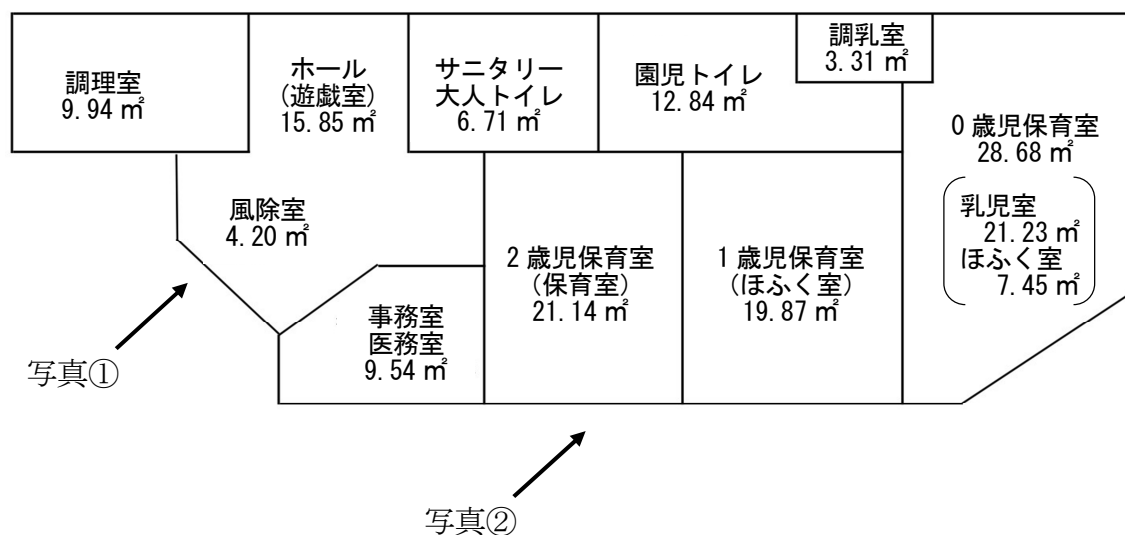
園舎内設備	室数	床面積	備考
乳児室	1	21.23 m ²	0歳児保育室の一部
ほふく室	2	27.32 m ²	0歳児保育室の一部、 1歳児保育室
保育室	1	21.14 m ²	2歳児保育室
遊戯室	1	15.85 m ²	ホール
調理設備	2	13.25 m ²	調理室、調乳室
その他	—	33.29 m ²	未満児用便所、職員用 便所含む
合計	—	132.08 m ²	

※屋外遊戯場：園庭 87.48 m²

(必要面積 23.10 m²(最低基準:満2歳児以上の幼児1人につき3.3 m²以上))

ク 職 員 構 成	施設長 1 人 保育士 6 人（うち 2 人非常勤保育士）
	調理員 2 人 管理栄養士 1 人 嘱託医 2 人
ケ 連 携 施 設	三条市立裏館保育所

【参考】平面図



外観

①玄関側



②保育室側



(3) 認可基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）に規定する基準

ア 設備基準

(ア) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児に利用させるとき

設置が必要な設備	最低基準	必要面積	申請内容	判定
乳児室又はほふく室	3.3 m ² /人	19.80 m ²	乳児室 21.23 m ² ほふく室 27.32 m ²	○
調理設備	—	—	有	○
便所	—	—	有	○

(イ) 満2歳以上の幼児に利用させるとき

設置が必要な設備	最低基準	必要面積	申請内容	判定
保育室又は遊戯室	1.98 m ² /人	13.86 m ²	保育室 21.14 m ² 遊戯室 15.85 m ²	○
屋外遊戯場	3.3 m ² /人	23.10 m ²	87.48 m ²	○
調理設備	—	—	有	○
便所	—	—	有	○

イ 配置すべき職員及び人数

区分	必要人数	基準	申請内容	判定
保育士	6人	以下の区分の合計数+1人以上	6人	○
(内訳)	2人	乳児 おおむね3人につき1人	—	—
	3人	満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	—	—
嘱託医	—	—	有	○
調理員	—	—	有	○

3 市の考え方

施設設備等及び職員構成は、2(3)のとおり認可基準を満たしています。

また、利用定員の設定について、三条学園エリアにおける3号認定は、確保方策が量の見込みを上回りますが、隣接する三条おおじま学園エリアでは量の見込みが上回っていることから、確保方策に努める必要があります。よって、三条学園エリアにおける未満児の受入施設の開設に伴う適切な利用定員の設定と考えます。

入所希望の多い三条市立裏館保育所との連携も可能なことから当該園を認可することで、3歳未満児保育ニーズへの対応が一層可能になるものと考えます。

なお、利用定員については、第3期すまいる子ども・若者プラン「教育・保育の量の見込み」に反映済みです。

以上のことから、あさひ保育園を小規模保育事業所A型として認可すること及び利用定員の定めは妥当であると判断します。

4 参考

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項（抜粋）

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第2項（抜粋）

市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会

その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(3) 三条市こども未来委員会条例（平成26年条例第1号）第2条（抜粋）

委員会は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じて本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。

(4) 第3期すまいる子ども・若者プランの教育・保育の量の見込み及び確保方策

三条学園エリア及び三条おおじま学園エリアの「量の見込み（入所児童数）」及び「確保方策（施設の定員）」は次のとおりです。

【三条学園エリア】

（単位：人）

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み①		22	44	46	21	43	50	21	42	48	20	40	46	20	39	45
		112			114			111			106			104		
確保方策	認定こども園	7	16	29	7	16	29	7	16	29	7	16	29	7	16	29
	保育所	8	24	34	8	24	34	8	24	34	8	24	34	8	24	34
	地域型保育事業	9	10	12	9	10	12	9	10	12	9	10	12	9	10	12
	合計②	24	50	75	24	50	75	24	50	75	24	50	75	24	50	75
		149			149			149			149			149		
②－①		2	6	29	3	7	25	3	8	27	4	10	29	4	11	30
		37			35			38			43			45		

【三条おおじま学園エリア】

（単位：人）

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み①		14	27	30	14	27	30	14	28	30	14	27	31	15	27	30
		71			71			72			72			72		
確保方策	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	6	16	18	6	16	18	6	16	18	6	16	18	6	16	18
	地域型保育事業	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計②	11	21	23	11	21	23	11	21	23	11	21	23	11	21	23
		55			55			55			55			55		
②－①		-3	-6	-7	-3	-6	-7	-3	-7	-7	-3	-6	-8	-4	-6	-7
		-16			-16			-17			-17			-17		